

PlanT チャレンジショップ使用ルール

PlanT チャレンジショップに出店頂くにあたり、本使用ルールの遵守をお願いします。本使用ルールに違反した場合、運営者は出店者の資格を取り消すことができるものとします。

※本使用ルールにおける用語の定義は以下の通りとします。

- ・出店者：所定の手続を経た上でチャレンジショップの使用の承認を受けた方
- ・運営者：PlanT を運営する日野市および有限会社 A&D ネットワーク
- ・本施設：PlanT の全エリア
- ・対象スペース：出店者が出店するエリア

【開館時間・休館日】

- 1.出店者は本施設の開館時間内にかぎり、対象スペースを使用もしくは店舗の営業を行うことができます。
- 2.本施設の開館時間は平日午前 10 時～午後 11 時、土日・祝祭日午前 10 時～午後 9 時です。
- 3.平日とは月・火・水・木・金の各曜日で祝祭日を除いた日とします。
- 4.概ね週 5 日 40 時間以上の営業をすることを原則とします。
- 5.本施設の休館日は運営者が定める年末年始休暇期間です。また、本施設の維持管理上必要な場合は、休館・使用中止とすることができ、運営者は何等の営業補償を行わない旨、出店者は承諾するものとします。

【使用に関すること】

- 1.出店者は対象スペースにおける営業に関し、許認可等必要となる手続きをすべて適正・適法に行うものとします。
- 2.本施設内は禁煙ですので、対象スペース内についても禁煙としてください。
- 3.ごみ処理に関し、本建物に設けられた共同スペースに、分別して廃棄してください。
- 4.対象スペース内に造作工事を行う場合は、必ず事前に運営者の書面による承諾を得てください。特に、本施設の上層階が住宅であることを鑑み、施工方法や施工時間については運営者の指示に従ってください。また、大きな家具や商品の搬入など、本施設の他の使用者や、近隣住民、前面通行者など周囲に影響を与える作業については、その方法について事前に運営者に承諾を得てください。また、建物の躯体に影響を与える造作工事は不可とします。
- 5.使用期間の終了時には、出店者は対象スペースの清掃及び修繕をし、原状に復した上で運営者に引き渡してください。原状復旧に関しては、運営者立会のもと、確認をするものとします。著しい破損、汚損等が確認された場合は、改めて清掃及び修繕をしていただきます。
- 6.対象スペースの施錠管理は出店者の責任で行ってください。対象スペース内における金品・商品等の紛失・盗難に関し、運営者は一切の責任を負いません。また、対象スペース内におけるトラブル等につきましても、出店者の責任と費用で解決してください。
- 7.本施設には、共用トイレと給湯室があります。出店者および出店者が雇用する従業員・アルバイトの方の利用は可能ですが、お客様の利用は禁止とします。対象スペースと本施設バックヤードとの間の鉄扉については出店者のみが利用できるものとし、お客様が通行しないよう注意してください。
- 8.対象スペース内の清掃は出店者にて行うものとします。清潔な店舗を心がけるようお願いします。
- 9.食品の販売等、営業に伴う許可申請が必要な場合は、PlanT の住所使用の届け出をしたうえで、関係各所の手続きをしてください。

【使用の期間】

- 1.使用期間は最長 1 年間とします。
- 2.運営者が認めた場合、1 年を超えない範囲で 1 回まで期間を延長することができます。
- 3.延長時に再度審査を行う場合があります。

【使用料に含まれるもの】

使用料には以下の項目を含みます。

- ① 本施設内及び本建物共用部の上下水道、光熱、空調に関する費用
- ② 本施設内及び本建物共用部のトイレ清掃および衛生、環境維持費用
- ③ その他本施設及び本建物共用部の施設および設備の維持管理費用

【使用料等の支払い】

- 1.使用料は月末締めとし、月の途中で出店となった場合であっても、当月分全額をご負担頂きます。
- 2.使用料は自動引落としによるものとし、出店するにあたり、金融機関指定の用紙に記入並びに口座に登録されている印鑑の捺印が必要となります。また支払の時期は毎月翌月分を当月 27 日までに支払う（引き落としが実施される）前納制とし、当月 27 日が土日祝祭日等、金融機関の休業日に該当する場合は、その 1 営業日後に支払う（引き落としが実施される）こととなります。なお、一旦支払った使用料は返却されません。
- 3.引落としが金融機関の手続きの都合上間に合わないものに関しては、運営者より発行する納付書に基づき支払いを行ってください。また、何らかの理由で引落としが出来なかった場合も同様とします。
- 4.使用料を 3 ヶ月以上滞納した場合、運営者は出店者の資格を剥奪できるものとします。

【修繕等の実施】

- 1.運営者は本施設及び本建物共用部（付帯設備を含む）の修理、改修等を実施するにあたり、対象スペース又は本施設の全体若しくは一部の使用中止を要請することがあります。出店者は当該使用中止を拒むことができず、運営者に対し何らの補償も求めることができないものとします。

【イベントとコミュニケーション】

- 1.出店者は、本施設内において、運営者又は運営者の承諾を得た第三者が主催するセミナー・パーティー・イベント等が行われることがあることを予め承諾するものとします。

【禁止事項】

以下の内容は禁止ですので、遵守してください。

- ① 本施設内の設置物の移動
- ② 禁止箇所への立ち入り
- ③ 他の利用者および周辺住民等の迷惑となる搬出入
- ④ 下駄・スパイク等での立ち入り
- ⑤ 宿泊並び寝位での仮眠
- ⑥ 他の本建物利用者、本施設使用者等に迷惑を及ぼす行為並びに音、振動、臭気等を発し他の本建物利用者、本施設使用者等に迷惑を及ぼす可能性のある物品、及び可燃物等の危険物の持ち込み
- ⑦ 本施設内の通路等および階段、廊下等の共用部分を占有すること又は物品を置くこと
- ⑧ 本施設内での動物の飼育や持ち込み（甲の許可を得た盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く）
- ⑨ 本建物や本施設の通路や階段、廊下、外壁等に無断で看板、ポスター等の広告物を貼る等

- ⑩ 事前の申請なく、本建物、本施設、対象スペース等の住所並びに名称を用いて、商業・法人等の登記をすること、事業に関する許認可等を受けること。また、本建物、本施設、対象スペース等の住所並びに名称を役所への届出等、公的な連絡先に定めたり届け出たりすること。本建物、本施設、対象スペース等の住所並びに名称を用いて、名刺を含むすべての印刷物に記載、掲載することや郵便物の宛先とすること、並びにホームページ等の電子媒体への掲示、掲載すること。
- ⑪ 本施設内にて宗教活動、政治活動をすること。
- ⑫ 違法行為若しくは公序良俗に反する行為、その他、運営者が不適切と判断する行為を行うこと。

【登記に関する事項】

- 1.本施設住所を出店者の本店所在地として登記申請を予定する場合、もしくは本施設を主たる事務所とし、本施設の住所並びに名称を印刷物に記載・ホームページ等で公表する場合には予め運営者に届け出るとともに、必ず専用ポストの使用申請を行ってください。ポストの使用申請を行わないで本施設における登記もしくは主たる事業所として使用することはできません（運営者による郵便物の取次は致しません）。
- 2.前項に従い、本施設住所にて登記を行った場合には、速やかに登記簿謄本を運営者に提出してください。

【インターネット環境】

- 1.出店者は対象スペースに設置された LAN 回線を利用することができます。但し、設備更新等の理由により使用できない場合もありますのでご了承ください。またインターネット接続により本施設の責によらない不具合・損害が使用者に発生した場合、賠償等は一切行いません。

【守秘義務】

- 1.出店者が、他の使用者の秘密情報を知ってしまった場合、善良な管理者の注意をもってその秘密情報を厳重に秘匿する義務を負い、許可無くソーシャルネットワークサービス（SNS）や、自身のホームページやブログなど、一切のネット上あるいはその手段の如何によらず、第三者に開示又は漏洩、公開すること、若しくはその利用を禁止するものとします。出店者が本項規定の内容に反した場合に発生した事案の一切に対し、運営者はその責任を負いません。

【その他】

- 1.創業支援を行っていくことが PlanT の目的となっております。利用者の方に継続的な支援を実施するために、3 か月に 1 回の頻度で事業状況の進捗等について報告をしていただきます。お手数ですが、PlanT で実施しているインキュベーションマネージャー、価値創出連携コーディネーター及び運営会社の創業相談をご自身で予約し、事業の報告をするようお願いいたします。
- 2.出店者は、本建物の内外を問わず、近隣店舗・住民、本建物内に同居する事業者・店舗等、並びに本施設使用者等への配慮として、騒音・振動・臭気等の問題を起こさないよう十分な注意を払うものとします。また、使用者間でのトラブルの未然防止のため、対象スペースおよび本施設内においても他の使用者への十分な配慮をしてください。
- 3.出店者は、本施設が共同で使用されることを認識し、対象フロアの内外を問わず周辺の美化並びに自身の身だしなみ等を清潔に保つよう常に配慮してください。

以上

平成 27 年 10 月 28 日改定

令和 3 年 11 月 1 日改定

令和 4 年 4 月 1 日改定

【参考資料】

本施設レイアウト

